

須坂市松川霊園

第二合葬式墓地のご案内



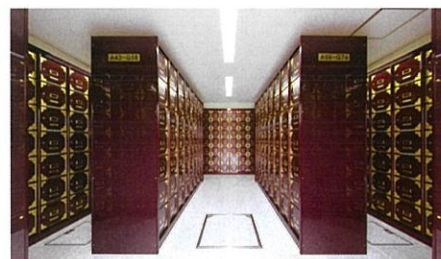
松川霊園内に「第二合葬式墓地」が完成しました。(2018年12月完成。募集開始2019年4月より)

合葬式墓地は、ご遺骨を他の方と一緒に合同で埋葬する形式のお墓で、市が永年管理します。墓石等の建立の必要がなく、お墓の管理や承継にお悩みの方にも安心してご利用いただくことができます。

埋葬方式

①一定期間個別納骨方式

ご遺骨を建物内部の納骨壇へ ※骨壺にて20年間保管し、その後地下の合同納骨室へ埋葬する方式です。お一人につき一箇所のご利用となります。
※陶磁器製の骨壺をご用意ください。(幅及び奥行22cm以下、高さ26cm以下)



個別納骨壇 (518体分)

②合同納骨方式

ご遺骨を直接、地下の合同納骨室へ埋葬する方式です。



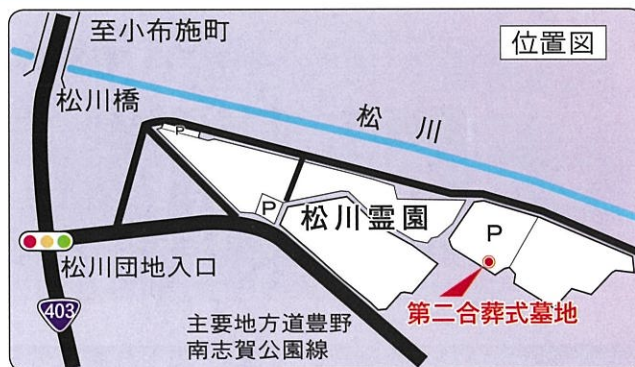
合同納骨室(1,500体分予定)

使用料 (お一人につき)

	須坂市に本籍または住所がある方	須坂市に本籍および住所がない方
①一定期間個別納骨方式	150,000円	225,000円
②合同納骨方式	50,000円	75,000円

※年間の管理料は不要です。

案内図



◆申込みとご利用の流れ

- ① 申請書により須坂市役所生活環境課へ申請します。
(主な必要書類：申請書、本籍表示のある申込者住民票抄本)
◎ご自身が埋葬者となる場合、納骨していただく方(立会人)の指定が必要です。
◎一定期間個別納骨方式の納骨壇は申込み順となります。
ご夫婦・ご親族等でご希望の場合は、人数分お申し込みください。
- ② 後日郵送される納付書により、使用料を納入します。
- ③ 市から使用許可証が交付されます。
- ④ 墓誌板をお渡しします。(たて14.5cm×よこ8cm 無償)
石材店等で刻名後(費用負担は各自)、市役所へ提出します。
法名立て(掲示板)への取付けは市で行います。
◎提出順に取付けますので、複数名でご利用の場合は一緒に提出してください。
◎一度取付けた墓誌板は取り外しできません。
- ⑤ 埋葬届を提出します。
埋葬時は市職員が立会いますので、埋葬届の提出の際に埋葬日時を打合せします。
(必要書類：埋葬届、埋火葬許可証もしくは改葬許可証)

◆注意事項

- ① 地下の合同納骨室へ埋葬後は、ご遺骨の返還はできません。
- ② 合葬式墓地の使用を中止した場合でも、納入後の使用料は返還できません。
- ③ お墓参りは、建物前の参拝場所にていつでもお参りいただけますが、建物内部には埋葬時以外入れません。
- ④ 市では法要等は執り行いません。
- ⑤ 「墓じまい」などで他の墓地等から改葬される場合、既に埋葬されている方のご遺骨については、合同納骨方式のご利用となります。

◆市営霊園の一般区画をご利用の方

市営霊園の一般区画を使用されている方は合葬式墓地を使用できません。
合葬式墓地の使用にあたり、使用区画の返還(墓じまい)が必要になります。
一般区画を返還されて合葬式墓地を使用される場合、区画の使用者様と、
埋葬されている方の使用料は無料となります。
詳しくは下記へお問い合わせください。

■お問い合わせ■

須坂市 市民環境部 生活環境課 環境創出係

電話：026-248-9019 FAX：026-251-2459

Mail：s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp